

必要書類（全員共通）



戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

※夫妻とも外国籍の場合は以下の書類を代わりに提出してください。



婚姻届記載事項証明書

※この証明書は提出した市区町村で取得できます。

※提出した添付書類を含めた一式で交付を受けてください。

※この証明書の取得には理由が必要となります。この補助金に必要なであると窓口で申告してください。



本人確認書類（有効期限切れに注意してください）

- ・マイナンバーカード、運転免許証
- ・在留カードまたは特別永住者証明書（外国籍の方は必須です）
（在留期間の残りが2年以上必要です。）



支払いの事実が分かる書類

※原則は収入印紙が添付された領収書です。

※書類不備が多い項目のため別添「支払いが事実の分かる書類の例」をよく読んだうえ書類を準備してください。

必要書類（該当者のみ）



貸与型奨学金返済証明書

（500万円を超える方、申請日現在返済を行っている方）

（注意1）貸与型奨学金の返済額が確認できること。（奨学金貸与証明書、奨学金返還証明書、支払いが確認できる引き落とし口座、入金一覧表等）

（注意2）夫婦の年間所得の合計額から年間返済額を控除した金額が500万円未満になりますか。

（注意3）令和6年1月から令和6年12月までに返済した貸与型奨学金ですか。



前年度分の所得証明書（令和6年1月1日時点で市外に在住していた方のみ）

（注意1）夫婦それぞれの「令和7年度所得証明書」はありますか。



納税証明書（非課税証明書）（令和6年1月1日時点で市外に在住していた方のみ）

・夫婦それぞれの「令和7年度納税証明書」（非課税証明書）はありますか。

必要書類（**賃貸**の場合）

□ **（全員） 不動産賃貸借契約書**

（注1） 入居者欄に夫妻が記載されていること。単身の場合は同居と認めません。

父母等の同居者や連れ子など親族がいる場合は契約者や支払者が夫妻で

（注2） 契約開始日を確認するため途中で**更新された方は当初の契約書と更新契約書が必要**です。

紛失等された方は貸主または不動産会社等にご相談ください。

（注3） 親族以外の第三者が居住しているシェアハウス等は申請を認めておりません。

□ **（対象者） 重要事項説明書**（契約書にかかれた金額以外の支払いがある時）

（注4） 支払った事実に関する書類と家賃が異なるときはその他の費用（手数料等）に関する注意書きが記載されていることがありますのでご持参ください。

□ **（対象者） その他の書類**（契約書にかかれた金額以外の支払いがある時）

（注5） 支払った事実に関する書類と家賃が異なるときはその他の費用（ネット利用料等）が他の書類として交付されているのでご持参ください。

□ **（対象者） 住宅手当等を勤務先から支払われている方**

（注6） お勤め先によって異なるため、一度窓口等にご相談ください。

必要書類（購入の場合）

□（全員）不動産土地建物売買契約書

- （注1）契約者が夫妻の両方または一方であること。異なる場合は対象外です。
父母等の同居者や連れ子など親族がいる場合は支払者が夫妻であること。
- （注2）契約日が婚姻日の1年以内であり、すでに引渡しを受けて居住していること。
- （注3）親族以外の第三者が居住していないこと
- （注4）土地（対象外経費）と建物（対象経費）それぞれの価格が明らかであること。

□（全員）登記簿謄本

- （注5）所有者が夫妻と登記されていないなりません。
住宅ローンを利用している場合は抵当区分がローン会社等であること。

□（対象者）ローンの返済状況表等（毎月の支払いが分かるもの）

- （注6）ローン返済をされている方は通帳等の金額と返済計画表で確認させていただきます。
- （注7）婚姻後に手付金等を現金等で支払済の場合はその領収書でも可です。ただし預り証は支払った事実として認められません。

□（対象者）住宅手当等を勤務先から支払われている方

- （注8）お勤め先によって異なるため、一度窓口等にご相談ください。

必要書類（引越しの場合）

（全員）引越しに要した費用の領収書の写し

（注1）引越し業者を使用した場合のみ対象です。

（注2）引越し業者等の発行者が確認が必要です。

（注3）宛名はご申請者名になっている必要があります。